



暖かい師走
を迎えるました。
今年も様々な
事がありましたが、当事務所に
とっての一大事は、一年がかりで
取り組んだある裁判の支援です。

1/14朝、NHKラジオの
"九州沖縄日曜訪問"で「女性の自立
をめざして」と題するある女性の
心を打つ話がありました。12年の
海外生活の後、郷里の大分に帰り
ましたが、2人の子育ての最中に
離婚を経験。自らの生活
と家族のためキャラカウセ



「仕事と家庭の両立を
応援します」「従業員の
仕事と子育ての両立支援のため
に」といったキャッチフレーズで、厚労省
が事業主向けの助成金に関する
パンフレットを作成しています。深刻
な少子化への対策
ですが、大半が50
万円までの助成金



で中小企業が活用するには魅力
がいま一つです。そんな中で、こ
れは!?と目を引くのが、"中小企
業子育て支援助成金"。①1才まで
の子を育てるため6ヶ月以上(産後
休暇を含む)育児休暇を取り、復

テ等の資格を取り、女性の自立と
男女の共生社会実現のため、アソ
での相談員等をしている本田さんと
いう40代の方です。さっそく講師
として当方に招き、お話を直接聞
く中で①自ら不当解雇にあい裁判

中である事②相手
は「市民の権利」で
有名な弁護士であ
る事…等が分かりました。さっそ
く"支援する会"を立ち上げ、皆様
にもかわや署名をお願いしてきました
次第です。既に6回の公判を終え来
年1/25が判決。皆様の温
かいご支援に感謝します。



職後6ヶ月以上勤務②3才
未満の子について1日1
時間以上の時短(以前1日7時間以
上勤務)等を可能にする短時間勤
務制度を6ヶ月以上利用…といった
労働者がいた場合、1人目は①で

100万円②で60~
100万円、2人目
は①で60万円②
で20~60万円支給するという助
成金です。計画策定と労働局への
届出、就業規則の整備等も必要で
すが上限160万
円は活用の価
値あり!ですね。



年末年始の休日は、12/28(金)午後~1/6(日)です。本年も大変お世話になりました。